

# News Release

**CONCORDIA**  
Financial Group

2023年3月17日

会社名 株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表者名 代表取締役社長 片岡 達也

コード番号 7186 東証プライム市場

**銀行法に基づく認可取得及び買付条件等の変更に伴う「株式会社横浜銀行による株式会社  
神奈川銀行の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」  
の一部訂正に関するお知らせ**

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの子会社である株式会社横浜銀行（代表取締役頭取片岡達也、以下「公開買付者」といいます。）は、2023年2月3日開催の取締役会において、株式会社神奈川銀行（以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年2月6日より本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者及び株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループが2023年3月17日付で銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）に基づく認可を取得したこと、並びに本公開買付けにおける対象者の普通株式1株当たりの買付け等の価格を1,716円から2,039円に変更した上で、本公開買付けに係る買付け等の期間を2023年4月4日から2023年4月13日まで延長し、合計40営業日から合計47営業日としたこと、また、これにより、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する対象者の第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本公開買付けにおける本優先株式1株当たりの買付け等の価格を10,008円から10,013円に変更することを決定したことから、本公開買付けに係る公開買付届出書の内容に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局長に提出し、本公開買付けに係る公開買付開始公告の内容を一部訂正いたしました。

これに伴い、2023年2月3日付の「株式会社横浜銀行による株式会社神奈川銀行の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり一部訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、変更箇所には下線を付しております。また、併せて「株式会社神奈川銀行株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を一部訂正いたしますので、別添のとおりお知らせいたします。

#### 4. 本公開買付けの概要について

(訂正前)

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

公開買付対象者	株式会社神奈川銀行（非上場会社）
公開買付者	株式会社横浜銀行
公開買付対象株式	4,296,596株 (普通株式4,193,096株、第1回A種優先株式103,500株)
買付予定数の下限	2,810,600株 (公開買付者の既存保有株式と合算して本公開買付け成立後の議決権が3分の2以上となる株式数に、横浜銀行以外の株主が保有する第1回A種優先株式数を加算した株式数)
買付価格	普通株式1株につき金 <u>1,716円</u> 、 第1回A種優先株式1株につき金 <u>10,008円</u>
買付け等の期間	2023年2月6日（月）から2023年4月 <u>4日（火）</u> までの <u>40</u> 営業日

なお、神奈川銀行は、本日、神奈川銀行の普通株式及び第1回A種優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。詳細については別添を参照ください。

<参考>本公開買付けを含む今後のスケジュール

2023年2月3日（金）決議・公表

2023年2月6日（月）本公開買付けの開始

2023年4月4日（火）本公開買付けの終了

2023年4月18日（火）決済開始（予定）

(訂正後)

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

公開買付対象者	株式会社神奈川銀行（非上場会社）
公開買付者	株式会社横浜銀行
公開買付対象株式	4,296,596株 (普通株式4,193,096株、第1回A種優先株式103,500株)
買付予定数の下限	2,810,600株 (公開買付者の既存保有株式と合算して本公開買付け成立後の議決権が3分の2以上となる株式数に、横浜銀行以外の株主が保有する第1回A種優先株式数を加算した株式数)
買付価格	普通株式1株につき金 <u>2,039円</u> 第1回A種優先株式1株につき金 <u>10,013円</u>
買付け等の期間	2023年2月6日（月）から2023年4月 <u>13日（木）</u> までの <u>47</u> 営業日

なお、神奈川銀行は、本日、神奈川銀行の普通株式及び第1回A種優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとの

ことです。詳細については別添を参照ください。

<参考>本公開買付けを含む今後のスケジュール

2023年2月3日（金）決議・公表

2023年2月6日（月）本公開買付けの開始

2023年4月13日（木）本公開買付けの終了

2023年4月27日（木）決済開始（予定）

以上

本件に関する照会先（報道関係）

コンコルディア・フィナンシャルグループ 経営企画部 コーポレートコミュニケーション推進室  
（横浜銀行 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室内） TEL：045-225-1141

2023年3月17日

各 位

会 社 名 株式会社 横浜銀行  
代表者名 代表取締役頭取 片岡 達也  
問合せ先 総合企画部 コーポレートコミュニケーション推進室  
(TEL 045-225-1141)

**(訂正)「株式会社神奈川銀行株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

株式会社横浜銀行（以下「公開買付者」といいます。）は、2023年2月3日開催の取締役会において、株式会社神奈川銀行（以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2023年2月6日より本公開買付けを実施しておりますが、金融庁長官から2023年3月17日付で銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第16条の2第4項、第52条の9第1項及び第52条の23第3項に基づく認可を取得したこと、並びに本公開買付けにおける対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）1株当たりの買付け等の価格を1,716円から2,039円に変更した上で、本公開買付けに係る買付け等の期間を2023年4月4日から2023年4月13日まで延長し、合計40営業日から合計47営業日としたこと（以下「本買付期間延長」といいます。）、また、本買付期間延長により、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する対象者の第1回A種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本公開買付けにおける本優先株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本優先株式公開買付価格」といいます。）を10,008円から10,013円に変更することを決定したことから、本公開買付けに係る公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、当該訂正すべき事項に関連する添付書類を追加及び修正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を本日付で関東財務局長に提出し、本公開買付けに係る公開買付開始公告の内容の一部訂正いたします。

これに伴い、2023年2月3日付の「株式会社神奈川銀行株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容の一部訂正いたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

対象者によれば、対象者は、2023年2月3日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、対象者株式及び本優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買

付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

(訂正後)

<前略>

対象者によれば、対象者は、2023年2月3日開催の取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、対象者株式及び本優先株式を所有する株主の皆様に対して、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

その後、公開買付者は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引の目的である地域社会の持続的発展への貢献に向けて株主の皆様からのご賛同は不可欠と考えており、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し、及び応募手続きに要する時間等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、2023年3月17日、本公開買付価格を1,716円からSMB C日興証券によるDDM法における対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果のレンジの上限である2,039円に変更した上で、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2023年4月13日まで延長し、合計47営業日とし、また、本買付期間延長により、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本優先株式公開買付価格を10,008円から10,013円に変更することを決定いたしました（以下「本買付条件等変更」といいます。）。なお、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を変更しないことを決定しております。

また、対象者が2023年3月17日に提出した訂正意見表明報告書（以下「訂正意見表明報告書」といいます。）によれば、対象者は、2023年3月17日開催の取締役会において、上記2023年2月3日の取締役会において決議した、本公開買付けに賛同の意見、及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

(訂正後)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

その後、公開買付者は、上記記載の本取引の目的である地域社会の持続的発展への貢献に向けて株主の皆様からのご賛同は不可欠と考えており、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し、及び応募手続きに要する時間等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けの成立

の確度を高めるため、2023年3月14日、対象者に対して本買付条件等変更を行う旨の意向を示し、2023年3月17日、本公開買付価格を1,716円からSMB C日興証券によるDDM法における対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果のレンジの上限である2,039円に変更した上で、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を2023年4月13日まで延長し、合計47営業日とし、また、本買付期間延長により、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本優先株式公開買付価格を10,008円から10,013円に変更することを決定いたしました。なお、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を変更しないことを決定しております。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由  
(訂正前)

<前略>

以上の経緯の下で、対象者は、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(訂正後)

<前略>

以上の経緯の下で、対象者は、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

その後、対象者は、2023年3月14日に、公開買付者より、本買付条件等変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行ったとのことです。そして、対象者は、2023年3月16日、取締役及び監査役の間で協議及び検討を行い、本特別委員会の意見を踏まえて、(ア)本買付条件等変更を前提としても、本公開買付けを含む本取引は、対象者の中長期的な企業価値の向上が見込まれる最善の選択であるとの結論に影響を及ぼすものではないこと、(イ)本買付条件等変更後の本公開買付価格(2,039円)及び本優先株式公開買付価格(10,013円)について、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のKPMG FASによる対象者株式及び本優先株式の株式価値の算定結果のうち、類似会社比準法に基づく算定結果の上限値を上回る水準であること、また、DDM法に基づく算定結果の上限値を上回る水準であること、DCF法に基づく算定結果の代表値を上回る水準であることから、対象者の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な譲渡の機会を提供するものであることと変わりがないと判断するに至ったとのことです。なお、類似会社比準法においては、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社との比較で株式価値を類推する際の1つの指標として、1株当たり純資産の額を参照したとのことです。

なお、対象者は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、DDM法との関係においては、2023年2月1日付でKPMG FASから取得した対象者株式価値算定書において前提とした対象者の2023年3月期から2027年3月期までの5年間の事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、また、類似会社比準法との関係においては、対象者株式価値算定書において前提とした、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価に重大な変更がないことから、新たに対象者株式の株式価値に関する株式価値算定

書は取得していないとのことです。

また、上記の対象者の取締役及び監査役による協議及び検討には、対象者の取締役7名のうち、取締役会長である三村智之氏及び常務取締役である本山誠氏を除く取締役5名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を維持するとの判断に至ったとのことであり、また、対象者の監査役3名のうち、藤井秀樹氏及び菊池潔氏を除く監査役1名（社外監査役）が出席し、上記判断につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、上記の対象者の取締役及び監査役による協議及び検討においては、対象者の取締役7名及び監査役3名のうち、(i) 取締役会長である三村智之氏は、過去に公開買付者の取締役であったため、(ii) 常務取締役である本山誠氏は、公開買付者の出身者であったため、(iii) 監査役である藤井秀樹氏は、公開買付者の出身者であったため、(iv) 監査役である菊池潔氏は、公開買付者の出身者であったため、いずれも利益相反の疑いを回避する観点から、上記の対象者の取締役及び監査役による協議及び検討を含む本取引に係る取締役会の審議には参加していないとのことです。

上記判断を踏まえ、対象者においては、2023年3月17日に、公開買付者が本買付条件等変更を決定したことを受けて、同日付の取締役会決議により、引き続き、対象者が2023年2月6日に提出した意見表明報告書において既に公表されている意見、すなわち、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
(訂正前)

<前略>

上記手法に基づいて算定された本優先株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

DCF法 : 9,801円から10,068円

(訂正後)

<前略>

上記手法に基づいて算定された本優先株式の1株当たりの株式価値は以下のとおりとのことです。

DCF法 : 9,801円から10,068円

なお、対象者は、本買付条件等変更に関する意見表明を検討するにあたり、DDM法との関係においては、2023年2月1日付でKPMG FASから取得した対象者株式価値算定書において前提とした対象者の2023年3月期から2027年3月期までの5年間の事業計画における収益や投資計画等の情報に重大な変更がないことから、また、類似会社比準法との関係においては、対象者株式価値算定書において前提とした、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価に重大な変更がないことから、新たに対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書は取得していないとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び意見（答申書）の入手  
(訂正前)

<前略>

(v) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

前記(i)乃至(iv)のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正・妥当であり、本取引に係る手続は公正であると考えられるから、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益でもなく、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると考えられる。

(訂正後)

<前略>

(v) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

前記(i)乃至(iv)のとおり、本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられるから、対象者取締役会が本公開買付けに賛同意見を表明することは妥当であり、また本取引の取引条件は公正・妥当であり、本取引に係る手続は公正であると考えられるから、本取引を行うことは対象者の少数株主にとって不利益でもなく、対象者取締役会が対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することも妥当であると考えられる。

その後、対象者が、2023年3月14日に、公開買付者より、本買付条件等変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、2023年3月16日に本特別委員会を開催し、本買付条件等変更を前提としても上記答申内容を維持できるかどうかについて慎重に協議及び検討を重ねた結果、本特別委員会は、委員全員の一致により、(i)本公開買付け公表後、対象者の株式価値の変更を生じさせ得る事情は発生していないこと、(ii)本買付条件等変更後の本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格は、対象者が2023年2月1日付で取得した対象者株式価値算定書における、類似会社比準法に基づく対象者株式価値の算定結果の上限値を上回る水準であること、DDM法に基づく対象者株式価値の算定結果の上限値を上回る水準であること、DCF法に基づく本優先株式価値の算定結果の代表値を上回る水準であること、(iii)本公開買付けは、引き続き対象者の株主に対して、合理的な譲渡の機会を提供するものであること等を踏まえれば、本買付条件等変更を前提としても2023年2月2日付の答申書における意見に関して特段の変更の必要はない旨の意見に至り、2023年3月16日、対象者取締役会に対して当該意見を報告したとのことです。

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

対象者は、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役7名のうち、取締役会長である三村智之氏及び常務取締役である本山誠氏を除く取締役5名(うち社外取締役2名)の全員が出席し、出席し

た取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

また、上記の対象者取締役会決議には、対象者の監査役3名のうち、藤井秀樹氏及び菊池潔氏を除く監査役1名（社外監査役）が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、上記の対象者取締役会においては、対象者の取締役7名及び監査役3名のうち、(i)取締役会長である三村智之氏は、過去に公開買付者の取締役であったため、(ii)常務取締役である本山誠氏は、公開買付者の出身者であったため、(iii)監査役である藤井秀樹氏は、公開買付者の出身者であったため、(iv)監査役である菊池潔氏は、公開買付者の出身者であったため、いずれも利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

(訂正後)

対象者は、西村あさひ法律事務所から得た法的助言、対象者株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書、公開買付者との間で実施した複数回に亘る継続的な協議の内容及びその他の関連資料を踏まえ、公開買付者による本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、上記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2023年2月3日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役7名のうち、取締役会長である三村智之氏及び常務取締役である本山誠氏を除く取締役5名（うち社外取締役2名）の全員が出席し、出席した取締役の全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを推奨することを決議したとのことです。

また、上記の各対象者取締役会決議には、対象者の監査役3名のうち、藤井秀樹氏及び菊池潔氏を除く監査役1名（社外監査役）が出席し、上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。

なお、上記の各対象者取締役会においては、対象者の取締役7名及び監査役3名のうち、(i)取締役会長である三村智之氏は、過去に公開買付者の取締役であったため、(ii)常務取締役である本山誠氏は、公開買付者の出身者であったため、(iii)監査役である藤井秀樹氏は、公開買付者の出身者であったため、(iv)監査役である菊池潔氏は、公開買付者の出身者であったため、いずれも利益相反の疑いを回避する観点から、上記各取締役会を含む本取引に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、対象者の立場で本取引の協議及び交渉に参加していないとのことです。

訂正意見表明報告書によれば、その後、対象者は、2023年3月14日に、公開買付者より、本買付条件等変更を行う旨の意向を示されたことを受けて、2023年3月16日、対象者の取締役及び監査役は、本特別委員会の意見を踏まえて、本買付条件等変更に関して慎重に協議及び検討を行った結果、本買付条件等変更を前提としても、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、対象者の取締役7名のうち、取締役会長である三村智之氏及び常務取締役である本山誠氏を除く取締役5名（うち社外取締役2名）の全員が参加し、参加した取締役の全員の一致により、引き続き、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを判断したとのことです。上記判断を踏まえ、対象者においては、2023年3月17日に、公開買付者が本買付条件等変更を決定したことを受けて、同日付の取締役会決議により、引き続き、対象者が2023年2月6日に提出した意見表明報告書において既に公表されている意見、すなわち、賛同の意見を表明するとともに、対

象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持することを決定したとのことです。

⑦ 公開買付者における他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、40営業日に設定しております。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、47営業日に設定しております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

① 日程

(訂正前)

取締役会決議	2023年2月3日（金曜日）
公開買付開始公告日	2023年2月6日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2022年2月6日（月曜日）

(訂正後)

取締役会決議	2023年2月3日（金曜日）
公開買付開始公告日	2023年2月6日（月曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公開買付届出書提出日	2023年2月6日（月曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2023年2月6日（月曜日）から2023年4月4日（火曜日）まで（40営業日）

(訂正後)

2023年2月6日（月曜日）から2023年4月13日（木曜日）まで（47営業日）

(3) 買付け等の価格

(訂正前)

対象者株式1株につき、金 1,716円

本優先株式1株につき、金 10,008円

<後略>

(訂正後)

対象者株式1株につき、金 2,039 円

本優先株式1株につき、金 10,013 円

<後略>

#### (4) 買付け等の価格の算定根拠等

##### ① 算定の基礎

(訂正前)

##### (i) 対象者株式

<前略>

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,716円とすることを決定いたしました。

##### (ii) 本優先株式

公開買付者は、本優先株式公開買付価格について、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取得条項に従い、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、この場合、対象者は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額(10,000円)(但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。)に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められていることを鑑みて、本公開買付けの決済の開始日に金銭を対価とする取得条項が行使されたものとして、本優先株式1株当たりの払込金額相当額(10,000円)及び本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額(8円)の合計額10,008円としております。

また、本優先株式には、本全部取得条項が定められておりますが、一斉取得日における対象者株式の時価を算出することは難しいため、本優先株式公開買付価格の決定に際して、本全部取得条項は考慮しておりません。

(訂正後)

##### (i) 対象者株式

<前略>

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,716円とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引の目的である地域社会の持続的発展への貢献に向けて株主の皆様からのご賛同は不可欠と考えており、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し、及び応募手続きに要する時間等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2023年3月14日、対象者に対して本買付条件等変更を行う旨の意向を示し、2023年3月17日、本公開買付価格を1,716円からSMB C日興証券によるDDM法における対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果のレンジの上限である2,039円に変更した上で、公開買付期間を2023年4月13日まで延長し、合計47営業日に変更することを決定いたしました。

#### (ii) 本優先株式

公開買付者は、本優先株式公開買付価格について、2026年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、金銭を対価とする取得条項に従い、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を取得することができるものとされており、この場合、対象者は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに本優先株式1株につき、本優先株式の払込金額相当額（10,000円）（但し、本優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）に経過第1回A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付するものと定められていることを鑑みて、本公開買付けの決済の開始日に金銭を対価とする取得条項が行使されたものとして、本優先株式1株当たりの払込金額相当額（10,000円）及び本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額（8円）の合計額10,008円としております。

また、本優先株式には、本全部取得条項が定められておりますが、一斉取得日における対象者株式の時価を算出することは難しいため、本優先株式公開買付価格の決定に際して、本全部取得条項は考慮しておりません。

その後、公開買付者は、本買付期間延長により、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本優先株式公開買付価格を10,008円から10,013円に変更することを決定いたしました。

#### ② 算定の経緯

(訂正前)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

<中略>

#### (c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,716円、本優先株式公開買付価格を10,008円とすることを決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

かかる協議・交渉を経て、公開買付者は2023年2月3日付で、本公開買付けを実施することを取締役会にて決議いたしました。

その後、公開買付者は、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引の目的である地域社会の持続的発展への貢献に向けて株主の皆様からのご賛同は不可欠と考えており、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し、及び応募手続きに要する時間等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2023年3月14日、対象者に対して本買付条件等変更を行う旨の意向を示し、2023年3月17日、本公開買付価格を1,716円からSMB C日興証券によるDDM法における対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果のレンジの上限である2,039円に変更した上で、公開買付期間を2023年4月13日まで延長し、合計47営業日とすることを決定いたしました。なお、公開買付者は、本買付条件等変更後の本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を最終的なものとし、今後、本公開買付価格及び本優先株式公開買付価格を変更しないことを決定しております。

<中略>

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果が類似上場会社比較法及びDDM法のいずれもレンジの範囲内であることに加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2023年2月3日開催の取締役会において、本公開買付価格を1,716円、本優先株式公開買付価格を10,008円とすることを決定いたしました。

その後、公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の本取引の目的である地域社会の持続的発展への貢献に向けて株主の皆様からのご賛同は不可欠と考えており、本公開買付けの開始後における対象者の株主の皆様による応募状況、今後の応募の見通し、及び応募手続きに要する時間等を総合的に考慮して、慎重に検討した結果、本公開買付けの成立の確度を高めるため、2023年3月14日、対象者に対して本買付条件等変更を行う旨の意向を示し、2023年3月17日、本公開買付価格を1,716円からSMB C日興証券によるDDM法における対象者株式の1株当たり株式価値の算定結果のレンジの上限である2,039円に変更した上で、公開買付期間を2023年4月13日まで延長し、合計47営業日とし、また、本買付期間延長により、本公開買付けの決済の開始日が属する対象者の事業年度の初日から決済の開始日までの期間に対応する本優先株式に対する優先配当金相当額が8円から13円に増加したことに伴い、本優先株式公開買付価格を10,008円から10,013円に変更することを決定いたしました。

(7) 買付代金

(訂正前)

8,231,180,736円

(注) 本公開買付けにおける対象者株式の買付予定数(4,193,096株)に本公開買付価格(1,716円)を乗じた金

額及び本公開買付けにおける本優先株式の買付予定数（103,500株）に本優先株式公開買付価格（10,008円）を乗じた金額の合計金額です。

（訂正後）

9,586,068,244円

（注）本公開買付けにおける対象者株式の買付予定数（4,193,096株）に本公開買付価格（2,039円）を乗じた金額及び本公開買付けにおける本優先株式の買付予定数（103,500株）に本優先株式公開買付価格（10,013円）を乗じた金額の合計金額です。

## （8）決済の方法

### ② 決済の開始日

（訂正前）

2023年4月18日（火曜日）

（訂正後）

2023年4月27日（木曜日）

## （9）その他買付け等の条件及び方法

### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至ト及びヌ、第4号、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、金融庁長官から、銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）第16条の2第4項による認可、銀行法第52条の9第1項による認可又は銀行法第52条の23第3項による認可（以下「本認可」と総称します。）のいずれかを受けることができなかつた場合、金融庁長官から本認可を受けたが、本認可に公開買付者が同意できない条件（銀行法第54条第1項に規定される条件をいいます。）が付されている場合若しくは公開買付期間の末日の前日までに本認可が取り消され若しくは撤回された場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかつた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至ト及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6

号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付け期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上